

障 福 第 5 4 3 号  
平成 1 9 年 1 0 月 3 日

各 位

習志野市障害福祉課長 松本 栄

災害時におけるストマ用装具の取扱いについて

仲秋の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、市政について格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、本市では地震等の災害時に、ストマ用装具利用者の方がお困りにならないよう、希望者の方については各地区のヘルスステーションにストマ用装具の保管場所を確保することにいたしました。

ストマ用装具は利用者お一人お一人の仕様が違いますので、基本的には利用者の方が、各ヘルスステーションに、ご自分が利用しているストマ用装具の1週間分程度の量を直接お持ちいただき、預けたものについては、ご利用者本人が6ヶ月程度を目安に新しいものと交換していただくようになります。

つきましては、このことについて下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

なお、別紙取り扱い方法を同封いたしましたので、当日出席できない方におかれましてはご一読いただき、ご不明な点につきましてはお問い合わせ下さい。

記

1. 日 時 平成19年10月23日(火)  
午後6時30分から
2. 場 所 サンロード 6階大会議室
3. そ の 他 当日、ストマ用装具をお持ちいただければお預かりいたします

(お問合せ先)

習志野市鷺沼1-1-1

習志野市 保健福祉部 障害福祉課

電話 047-451-1151(内線215.216)

## 災害時のストマ用装具の取扱いについて

1. ご自分が利用している、品物の1週間分をご用意ください。
  2. 平成19年10月24日から11月9日までの間、担当地区ヘルステーションにてストマ用装具の受付を開始しますので、封ができる袋（A4判程度の大きさでお願いします。）にお名前を記入の上、ご都合がよろしいときにお持ちください。
  3. ストマ用装具は日にちが経過すると傷むと取扱い業者より聞いておりますので、6ヶ月を目安に利用者ご本人がヘルステーションに行って頂き交換してください。
  4. ご利用者本人が希望しない場合は、ヘルステーションにストマ用装具を預けなくても差し支えありません。その場合はご自分で災害用の備えをお願いいたします。
  5. 津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台にお住まいの方は、地区のヘルステーションではなく、市役所 障害福祉課にお持ちください。
- ※ 裏面にヘルステーションのご案内を記載してあります。

ヘルスステーション名	住 所	電 話	F A X	地 区
谷津ヘルスステーション (地域包括支援センター)	谷津5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	479-0066	477-8348	谷津、谷津町
秋津ヘルスステーション (地域包括支援センター)	秋津3-4-1 (総合福祉センター内)	453-2966	451-6765	袖ヶ浦、秋津、 香澄、茜浜、芝園
屋敷ヘルスステーション (地域包括支援センター)	屋敷4-6-6 (東部保健福祉センター内)	478-3330	477-6247	花咲、屋敷、泉町、 大久保、本大久保
東習志野ヘルスステーション (地域包括支援センター)	東習志野3-1-20 (東習志野コミュニティセンター内)	476-1662	477-8738	実籾、新栄、 東習志野、実籾本郷

